

いじめ防止基本方針

小野連携型小中一貫校

I いじめ防止等の対策の基本的な考え方

1 いじめ防止に関する本校の基本理念

「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ基本方針」「藤岡市いじめ防止基本方針」を受け、藤岡市いじめ撲滅宣言「いじめをしない、させない、許さない」（平成20年2月策定）の指導方針に基づき以下の基本理念を共有する。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、子どもの健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす行為である。さらに、その子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあり、人権に関わる重大な問題である。

したがって、本校では、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を貫き、些細なことでもそれを放置することがないよう必ず親身になって相談に応じるよう努める。

学校として、教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にす精神を貫き、児童生徒一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重する。そして、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる事例が発生した場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法第2条第1項（H25年）の定義より】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・意図的に仲間はずれにされる。集団による無視をされる。
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめに対する基本認識

- いじめは、「どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」問題である。
- いじめを単なるトラブルやけんかとしてではなく、人権侵害、差別問題として受けとめる。
- いじめであるか否かは、被害者の受け止め方で判断する。
- いじめの前兆を見逃さず、「様子がおかしい」と感じたら速やかに対応する。
- 「いじめられている側にも問題がある」という見方をしない。

【平成23年度群馬県教育委員会「子どもたちの輝く笑顔のために」より】

4 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」 ※小・中学校にそれぞれ設置

(2) 構成員

校長、教頭、いじめ防止担当教員、教育相談主任、生徒指導主事（主任）、人権教育主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他必要に応じて構成員を追加する。

(3) 構成員の役割

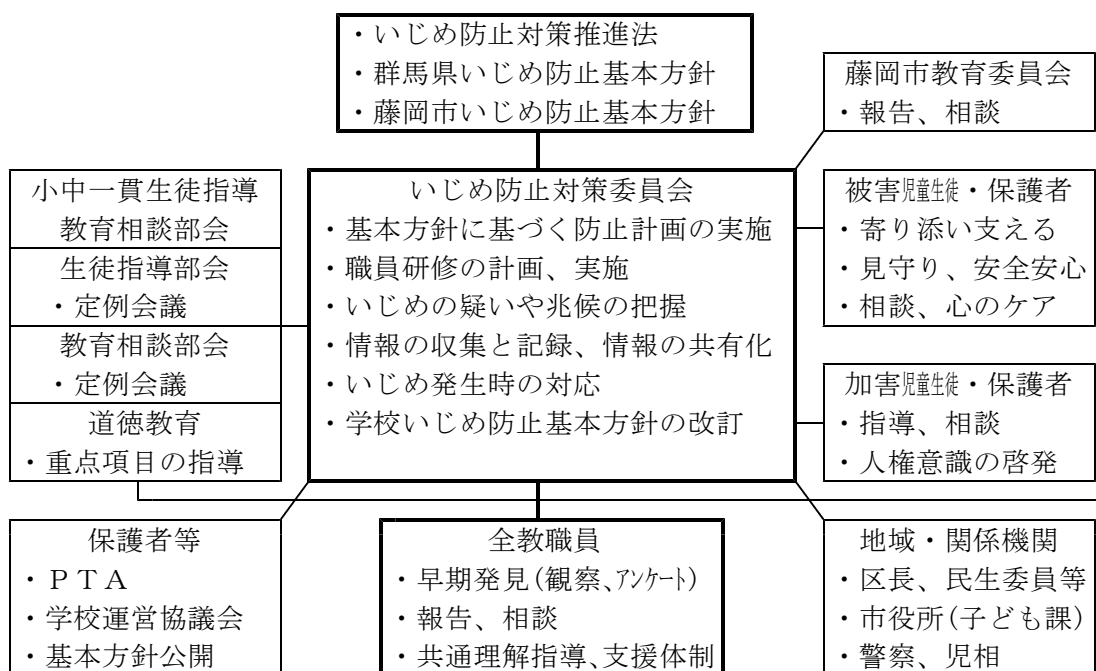
構成員	役 割
校長 (○) 教頭 (☆) (共通◎)	◎小野連携型小中一貫校からいじめを追究するために、リーダーシップの発揮に努める。(管理職としての責任を自覚し取り組む。) ◎いじめ追放にむけた学校風土の確立に努める。 ・年度始め及び職員会議等で、「小野連携型小中一貫校教育プラン」「今年度の重点」及び「学校いじめ防止基本方針」を確認する。(職員向け) ・始業式・会礼等において、いじめは絶対に許されないことを繰り返し伝える。(児童生徒向け) ・学校通信やwebページを使って、学校はいじめ防止に係る情報を発信する。 ◎どんな小さなことでもすぐに周りに相談したり、管理職に報告できたりする職場作りを行う。 ○企画委員会で生徒指導主事や学年主任と話し合い、積極的な生徒指導（認め、ほめ、伸ばす）を計画的に行うことを確認し、実践を促す。 ☆学年の特色を生かした積極的な生徒指導が行えるよう支援する。 ○研修推進委員会では、生徒指導の3機能を活かした一人一人を大切にしたい授業づくりについて確認する。 ☆生徒指導の3機能を活かした一人一人を大切にしたい授業づくりについて、指導・支援を行う。 ○いじめ事案が発生した場合は、すべて重要案件であることを共通認識し、組織での対応を指示するとともに、教育委員会に報告し、指示を受ける。また、関係機関に相談し、適切な対応をとる。同時にSCや職員に生徒や保護者の心に寄り添うよう指示する。 ☆いじめ事案が発生した場合は、すべて重要案件であることを共通認識の下、各学年主任、生徒指導主事、担任等と情報交換を密に行い、組織的な対応ができるよう指示する。また、生徒や保護者の心に寄り添う効果的な対応について、指導・助言する。
いじめ防止 担当教員	・いじめ問題についての方針や組織的な対策等について、校内研修や職員会議、生徒指導部会や教育相談部会で、提案・報告等を行い、教職員間の共通理解を図る。
教育相談主任	・校内教育相談部会を主催し、情報を共有し、対策について検討する。 ・アンケート調査（毎月実施）結果を共有し、迅速な対応について検討する。 ・SC及びSSW等との面談計画を調整し、児童生徒一人一人とその保護者についての実情を把握し、共有する。
生徒指導主事 (主任)	・校内生徒指導部会を主催し、情報を共有し、対策について検討する。 ・校内で発生したいじめ事案について、情報収集や情報の整理を行い、管理職の指示を受け、当該学年の職員と解決について検討する。
人権教育主任	・人権集会等を立案、実施し、児童生徒及び教職員の人権意識を高める。 ・日常的な人権教育が行われるよう、校内研修や職員会議で提案する。
学年主任	・いじめに関するアンケート結果を把握し、その対応について学年職員や担任に指示する。また、その結果について管理職及び生徒指導主事に報告する。 ・いじめ防止や積極的な生徒指導に係る学年の取組を企画立案し、実施する。 ・日頃から学年職員全員で、一言日記や授業の様子から生徒一人一人の様子を把握できるように、学年職員の意識を高める。 ・指導の内容や経過、生徒・保護者の様子等について記録を残すよう担任に指示し、記録した内容について確認する。
養護教諭	・保健室における相談状況や気になる生徒について報告する。 ・保健室の活用方法について提案する。
スクール カウンセラー	・加害及び被害生徒や保護者と対応し、状況を把握し報告する。 ・いじめ問題の講師を務めたり、学校の相談体制への助言を行ったりする。

(4) 内容

- ・ アンケート調査（毎月実施）及びいじめ相談に関すること。
- ・ いじめの問題に関して児童生徒の理解を深めること、及びいじめ未然防止の具体的方法等に

ついて、協議する。

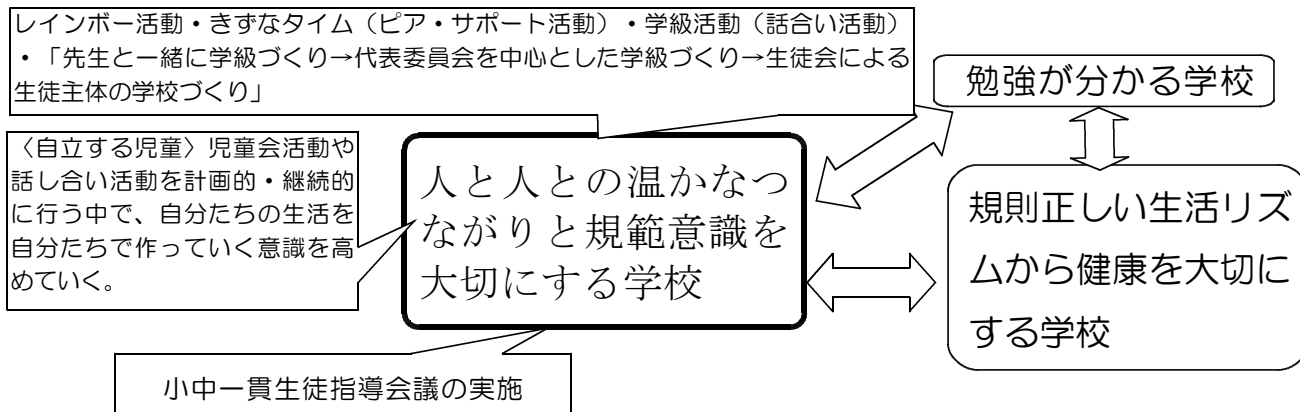
- ・ 生徒指導部会等と兼ねて定期的を開催し、いじめ事案の発生時には緊急に開催する。



II いじめ防止等のための取組

◎連携型小中一貫校として、児童生徒の実態を踏まえ9年間を見通した継続的・系統的な生徒指導を推進する。

【小野小中連携型一貫校めざす学校像】



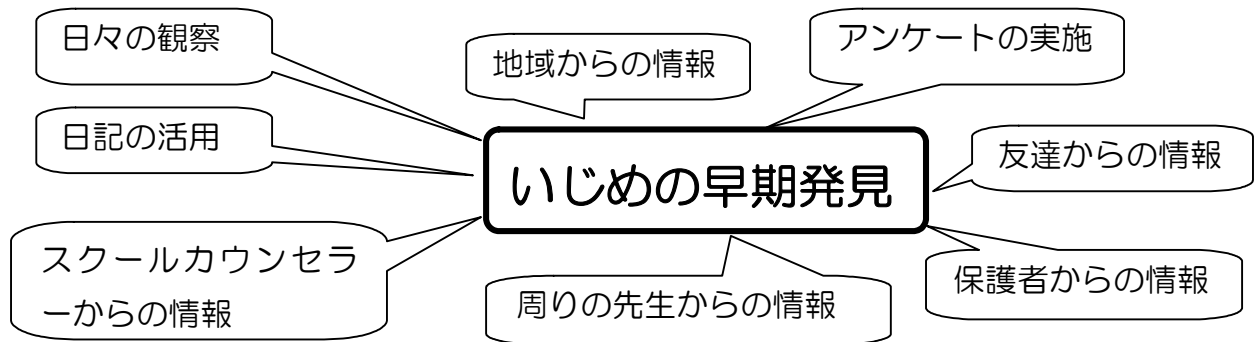
1 いじめの未然防止・予防に関すること（「いじめをしない、させない、許さない」風土づくり）

- (1) 望ましい人間関係づくりを、学校、学年、学級、部活動等で推進する。
- (2) 豊かな情操と道徳心を培い、人間関係を築く力の素地を養うために、意見交流を重視した道徳の時間やコミュニケーション活動を重視した特別活動、そしてすべての教育活動を通じた体験活動及び人権教育の充実を図る。
- (3) 特別活動では、レインボー活動及びピアサポート活動（きずなタイム）を計画的に実施し、よりよい人間関係の醸成を図る。
- (4) 小中一貫教育を基盤とした分かる授業の推進と授業規律の確保に努める。教師は授業改善に取り組み、児童生徒が自己有用感を高めたり、達成感や充実感を享受できるような授業を工夫する。また、話し合い活動等の意見交流の場を意図的に設定することを共通実践し、共感的人間関係づくりに努める。

- (5) 人権感覚の向上に向けた教職員の研修を実施する。
- (6) 藤岡市いじめ問題解決に向けた子ども会議で決定された取組（スマイルハイタッチあいさつ運動、HAPPYはあとフルーツリー運動、）を児童会・生徒会中心に実践する。
- (7) 小中合同のピア・サポート学習会（リーダー研修会）を実施し、よりよい人間関係づくりのリーダーを育成する。

2 早期発見に関すること

- (1) 日常の教師による観察を大切にし、気になる児童生徒には必ず声かけをする。
- (2) 児童と共に過ごす時間を意識的に増やし、子ども達に温かさを感じさせるような態度や表情、言葉遣いを心がけ、日常的に話しやすい関係や環境をつくっておく。
- (3) 児童生徒の変化を適切にとらえるために、毎日の生活ノートや自学ノート等を有効活用する。
- (4) 教育相談部会を定期的で開催して情報を共有するとともに、スクールカウンセラーによるコンサルテーション等に基づく指導方針の決定を行う。
- (5) 中1生徒を対象として、スクールカウンセラーによる全員面談を実施する。
- (6) 毎月1回「学校生活アンケート」を実施し、いじめ問題に関する実態を把握する。アンケートの実施は週の初めとし、実施後速やかに目を通し、気になる記述がある場合は担任が面談等を実施する。



3 啓発に関すること

- (1) 学校だよりや学年通信等を通じて、いじめ防止に関わる学校の取組を紹介する。
- (2) 学校ホームページに学校いじめ基本方針を掲載するとともに、いじめ防止に関する取組等を発信する。
- (3) 授業参観、保護者会等を活用し、保護者への啓発活動に努める。
- (4) 「いじめ問題解決に向けた小野中校区教育懇談会」を学校運営協議会主催で開催し、できるだけ多くの教職員が参加し、小野小中学校のいじめ対応について説明するとともに保護者・地域との意見交換・情報交換を行い、いじめのない地域づくりを推進する。

4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応に関すること

- 発信された情報の高度の流通性、匿名性等、インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、以下の取組を実施する。
- (1) 小学校との連携を図った情報モラル教育の充実に努め、生徒児童及び保護者に SNS やインターネットの怖さや正しい利用方法を理解させる。
 - (2) 外部講師を招き、情報モラル教室等を実施する。
 - (3) 児童生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任と監督下で行うこととし、家庭での約束づくりをするよう協力を依頼する。
 - (4) 「藤岡市ネットいじめ防止アクション3+」を活用し、小・中学校ともにネットいじめ防止に対する意識を高めていく。ネットモラルに関する学習を行い、加害者にならないための心の学習と共に、被害者になった時の心の持ち方についても学習する。また、生徒会申し合わせ事項「小野中マナー」等の徹底を図る。

<藤岡市ネットいじめ防止アクション3>

アクション1 相手がよろこぶ言葉を使おう

- ・学校生活で友達の良いところを伝え合う時間を創ろう。
- ・「大丈夫?」「頑張っ!」励ます言葉や応援する言葉を使おう。
- ・「ありがとう」感謝の言葉を小さなことでも伝えよう。

アクション2 送信する前に確認しよう

- ・相手の目を見て言える内容か考えよう。
- ・相手が傷つかず、かん違いしない内容が考えよう。
- ・自分の言ったことに責任を持とう。

アクション3 大切なことは、相手の目を見て伝えよう

- ・「おはよう・こんにちは・さようなら」は目を見て伝えよう。
- ・相談やアドバイスをする時は相手と会って目を見て話し合おう。
- ・「ごめんね」などの言いづらいことは相手に会って伝えよう。

5 いじめ問題発生時の対応に関すること

- (1) いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の確認(被害児童生徒・加害児童生徒・周りの児童生徒、保護者)を行う。聞き取り調査の時は、児童生徒及び保護者等の心情を十分配慮し、慎重に行う。また、管理職への報告を行うとともに、校内のいじめ防止推進委員会を開き、組織的な対応を行う。

<把握すべき情報例> ※事実を正確に把握する。いじめの全体像を把握する。

- ・誰が誰からいじめを受けているのか?・・・【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか?・・・【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?・・・【内容確認】
- ・いじめのきっかけは何か?・・・【背景と要因】
- ・いつ頃から、どれくらい続いているのか?・・・【期間】

- (2) いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導、保護者への助言を継続的に行う。保護者への対応は、学年主任、担任、いじめ防止担当教員等複数の教職員で行う。
- (3) 周辺児童生徒や学級等の指導をあわせて行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、藤岡市教育委員会及び藤岡警察署と連携して対処する。
- (5) いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が身心の苦痛を感じていないこと」が、少なくとも3ヶ月続いている状態をもって判断する。その間は、被害児童生徒を徹底的に守り、安全・安心を確保する。

6 いじめの再発防止に向けた具体的な対応に関すること

- (1) いじめられた児童、保護者に対する支援
- ・つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・いじめられた児童の共感者・理解者を学級の中につくるようにする。
 - ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ・前向きな気持ちが持てる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。
 - ・発見したその日の内に、家庭訪問等で保護者へ事実関係を直接伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・家庭と継続して連携を取りながら、解決に向かって取り組む事を伝える。
 - ・家庭での変化に注意してもらい、どんな些細なことでも学校へ相談するように伝える。
 - ・指導の途中経過を保護者へ伝えていく。

(2) いじめた児童、保護者に対する指導、助言

- ・いじめに至った気持ちや状況について十分に聞き、児童の家庭環境や生育歴にも目を向けながら指導する。
- ・毅然とした態度と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを理解させていく。
- ・正確な事実関係を保護者に説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・保護者へ「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- ・児童に変容が見られたときには、その内容を保護者へ伝える。

(3) 周りの児童たちに対する指導

- ・日頃から、いじめ解決には第三者にしかできない大切な役割があることを話し、指導する。
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを止める仲裁者への転換を促していく。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させ
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解できるように指導する。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること
- いじめの再発防止のための取組に関すること（いじめ発生時）

8 その他

参考

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）
- 文部科学省
 - ・いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日）
 - ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）
 - ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成23年6月）
 - ・不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）
 - ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（平成31年3月）
- 群馬県教育委員会（群馬県いじめ問題対策連絡協議会）
 - ・いじめの解決に向けて大人たちができること（令和2年3月）
 - ・いじめの対応は正確な認知から（平成31年3月）

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。（基本的には、すべての事案を重大事態ととらえ対応していく。）

2 重大事態の報告

重大事態が発生したときは、藤岡市教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を仰ぐ。

3 調査主体

藤岡市教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。基本的にはいじめ防止対策委員会が主体となり、必要に応じて、専門機関や警察等、関係機関へ支援及び助言を要請する。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

①いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか

②いじめが発生した背景としてどのような問題があったか

③学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るために行う。

○調査を行うときには、藤岡市教育委員会から必要な指導・助言又は支援を受ける。

○重大事態の全貌の事実関係が明確にされず、その一部が解明されたにすぎないと判断する場合は、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を藤岡市教育委員会が設置する藤岡市いじめ問題調査委員会に依頼し、調査資料の再分析や、必要に応じた新たな調査を受ける。

5 その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、改善が期待できず被害児童生徒の学校生活に著しく支障を来す場合は、藤岡市教育委員会と協議し、加害の児童生徒に対して出席停止措置を講じたり、被害児童生徒の就学校変更等弾力的な対応を検討する。

6 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒及びその保護者に対し当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。

調査の結果は藤岡市教育委員会に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を文書で受理し、当該文書を調査結果報告に添える。

平成26年3月23日策定
令和4年3月31日改訂

IV いじめ防止活動年間計画

(小学校)

目標	児童一人ひとりがいじめ問題を自分のこととして考え、自分たちの学校からいじめを絶対に出さないという強い気持ちを持って活動に取り組もうとする自主的、実践的態度を育てる。	
	全県・市の取組	小野小の取組
4月	○いじめ防止計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・学習や遊びのきまり等、学校生活上守る決まりを掲示物等により、全児童で共通理解を図る。 ・職員会議の際に全職員で生徒指導に関わる情報交換。 ・毎月第2月曜日の朝、学級委員会・生活安全委員会・職員によるあいさつ運動を実施。 *毎月、全児童を対象に「生活アンケート」を実施。
5月	○春の「いじめ防止強化月間」 ・学級での話し合い活動の推進 ・第1回いじめ問題解決に向けた子ども会議実行委員会[市] ・小学校生徒指導対策協議会[県]	<p>〈第1回あいさつ強化週間の実施 期日未定〉 →期間中に小野中生徒会、生活委員が参加。</p>
6月	○いじめ防止フォーラム～11月 ・いじめ問題解決に向けた小野中校区教育懇談会[市]	・小野中校区あいさつ運動①
7月		・人権標語・ポスターの指導、作成。
8月		
9月	・いじめ防止ポスターコンクール募集[県]	・運動会
10月		<p>・小野中校区あいさつ運動② 〈第2回あいさつ強化週間の実施 期日未定〉 →期間中に小野中生徒会、生活委員が参加。</p>
11月	○いじめ防止フォーラム ・いじめ問題解決に向けた子ども会議実行委員会②[市] ・いじめ防止ポスター展示	<p>・人権集中学習 →人権集会（校長講話、作文、標語の発表など）</p>
12月	○冬の「いじめ防止強化月間」	
1月		
2月	○藤岡市いじめ問題解決に向けた子ども会議[市]	・6年生を送る会
3月	○児童の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員による「支援表」資料作成及び情報交換 ・小野中校区、新中学1年生の学級編制会議及び情報交換 ・振り返り（1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。）

(中学校)

	授業	学校行事	道 徳 (学年共通指導 内容項目)	特 別 活 動	
				学級活動	きずなタイム (全校ピア活動)
一 学 期	4	意見 交流・話 し合い活 動を重視 した 陸上記録会 [人権集中 学習Ⅰ]	□ガイダンス道 徳 ■2-(1)礼儀 ■1-(5)個性の伸 長 ■1-(3)自律・責 任(情報モラル) ■3-(1)生命尊重	○学級のルールづくり ○チームづくり ○盛り上げるには ○陸上記録会の振り返り ○いじめをなくすには ○人権集中学習振り返り	◆きずなタイムⅠ [縦割り 団結成・リレーションづく り] ◆きずなタイムⅡ [団別応援合戦に向けて] ◆きずなタイムⅢ [健康な心身を作るために] ◆きずなタイムⅣ [SNSについて考えよう]
	5				
	6				
	7				
夏 休 み					[ピアサポート学習会]
二 学 期	9	意見 交流・話 し合い活 動を重視 した 球技大会 談夢祭 [人権集中 学習Ⅱ]	■4-(4)集団生活 の向上 ■2-(3)友情・信 頼 ■2-(2)思いやり ■4-(3)公正・公 平 ■2-(5)寛容・謙 虚	○支え合うクラス ○球技大会の振り返り ○談夢祭に向けて ○談夢祭の振り返り ○人権集中学習振り返り	[チャレンジ報告会2年→ 1年] ◆きずなタイムⅤ [朝活動-縦割り班で歌練習] ◆きずなタイムⅥ [友達とのかかわりを考え よう] 小野中いじめ0に向 けて
	10				
	11				
	12				
冬 休 み		小6生部活 活動体験			[小6年部活動体験 1・2年→小6年]
三 学 期	1	意見 交流を重 視・話し 合い授 業実践 を引き継 ぎ式	■2-(2)思いやり		◆きずなタイムⅦ [引き継ぎ式] [中学校生活を語る会1年 →小6年]
	2				
	3				

■いじめ防止のための道徳：重点指導内容項目

1-(3)自律・責任 1-(5)個性の伸長 2-(1)礼儀 2-(2)思いやり 2-(3)友情・信頼
3-(1)生命尊重 4-(3)公正・公平 4-(4)集団生活の向上

V いじめ防止に向けた校内体制と協力体制

校内体制	協力体制
いじめを許さない校風と指導体制の確立	学校間・保護者・地域との連携
<p>校内指導体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止全体計画 ・生徒指導いじめ対策会議 ・教育相談体制の確立 ・養護教諭やSCとの連携 ・いじめ問題研修会の充実 ・各学年・分掌間の報告連絡相談体制 ・参考図書や指導資料の充実 ・生徒アンケートの定期的な実施 	<p>小野小中連携による「いじめ防止活動」 連携型一貫校として、児童生徒の実態を踏まえ9年間を見通した継続的・系統的な生徒指導を行う。</p> <p><小中連携によるいじめ防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高合同あいさつ運動 ・学校訪問 ・児童会・生徒会の連携 ・いじめ問題解決に向けた子ども会議への参加協力 ・小中一貫職員研修 ・小中一貫ケース会議の実施 ・小中一貫生徒指導会議 <p><市内小中高連携による防止対策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フェアへの参加協力
いじめを許さない校風をつくる	<p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会の工夫（全体・学年・学級） ・三者面談の改善充実 ・学校学年学級通信の発行 ・学校公開 ・保護者、生徒、教師等対象の学習会 ・保護者との合同行事 ・学校保健委員会の充実 ・PTA家庭教育セミナーの充実
<p>総合的学習の時間や特別活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主活動の励行 ・ボランティア活動の推奨 ・人権学習週間（いじめ防止週間） ・人権作文・標語・ポスター応募 ・校長講話 ・外部講師による人権講話 	<p>地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会主催 「いじめ問題解決に向けた小野中校区教育懇談会」 ・区長会、民生児童委員協議会・更生保護女性会等との連携 ・健全育成地区委員会との協力 ・学警連、児相等との連携
<p>学級活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級討論会 ・ビデオ教材視聴 ・級友の良いところ探し ・いじめ防止会議 ・HAPPYはあとふるツリー活動 	
<p>道徳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他への思いやり ・個性の尊重 ・差別のない社会 ・自他の権利の尊重 ・情報モラル教育 	
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レインボー活動（小） ・きずなタイム（中） 全校ピアサポート活動 （縦割集団活動） ・あいさつ運動 （スマイルハイタッチ等） 	

緊急対応：いじめへの対処

